

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人化に伴って要請される業務運営の効率化と労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。また、研究員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めることができるよう工夫すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）の組織体制は柔軟なものとし、この中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置 (1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 効率的な業務運営体制の確立 イ 効率的かつ柔軟な組織体制 独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）は、研究部の体制にとられない柔軟な研究グループによる組織体制を維持し、プロジェクト研究及び競争的資金による研究を効率的に推進する。</p> <p>ロ 組織体制の見直し 内部評価委員会及び外部評価委員会の審議を踏まえて、さらに効率的な業務運営を目指し、組織体制について継続的に見直しを図る。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置 平成16年度計画を独立行政法人産業医学総合研究所（以下「研究所」という。）中期計画に基づき作成し、厚生労働大臣に届け出を行い、官報により公表した。これらを平成15年業務実績の評価結果及び平成15年度財務諸表等とともにインターネットにより公表した。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 効率的な業務運営体制の確立 イ 効率的かつ柔軟な組織体制 プロジェクト研究及び競争的資金による研究を各部の体制にとられない柔軟な研究グループを組織して効率的に推進した。具体的には、重点研究領域特別研究の6課題中4課題を複数の部の研究員が共同で実施した。また、文部科学省、環境省、厚生労働省の競争的資金等の12課題を研究所の研究員が代表者として獲得し、研究を実施した。 また、独立行政法人の22評価項目に加えて関連の8項目の業務担当者として部長及びその他の研究職員を適材適所で任命し、職員の独法管理能力の育成と柔軟で効率的な研究所運営の推進を図った。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料 1, 2＞</p> <p>ロ 組織体制の見直し 定年退職した研究職員を企画調整部において非常勤再任用職員として採用した。 若手任期付き研究員としてオーストラリア国籍の1名の採用を決定した（応募者数は10名であった）。理事長の主導で新研究部長を決定し、さらに企画調整部と4研究部の12研究職員の配置換えを決定した。 平成18年度からの産業安全研究所との統合計画に対応するために統合後の組織や研究課題について全所的な検討を行った。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・ 研究所の組織の見直しを適宜行い、効率的かつ柔軟な組織編成を行っているか。 ・ 研究員の採用に当たっては、採用情報の広報、公募による選考採用等資質の高い人材を広く求めるための適切な工夫を行っているか。</p>	<p>自己評価</p> <p style="text-align: center;">S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度に新規に設置した国際研究交流情報センターの組織体制を強化して以下の実績を上げた:(1)アジア各国・地域の国立労働衛生研究所等の代表を招待して「アジア労働衛生研究センター会議」を開催し、国際シンポジウムとワークショップを実施した。(2)「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中日国際シンポジウム」を中国で共催した。(3)国際セミナーを2回開催した。 若手任期付研究員として、10倍の応募者の中からオーストラリア国籍の1名の採用を決定した。 定年退職した研究員を再任用し、研究管理業務の効率化を図った。 全研究員の約1/5を配置換えして業務の効率化を図った。同様に国際研究交流情報センターの併任研究員も入れ替えた。 独立行政法人評価委員会の各評価項目に対応した業務を強化するために部長等の担当責任者制を導入した。 重点研究領域特別研究課題の2/3は、部の枠を超えたチーム編成で実施した。 	<p>評価</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な運営に向けて柔軟な業務運営につとめている。 国際研究交流情報センターが活発な活動を展開している。その実績は中期計画を超えるものと評価する。 国際交流研究情報センターの立ち上がりも良好のようであるが、推進と発展に期待したい。 アジアの労働衛生の中心的役割を果たす方向に努力している点が評価できる。 アジア労働衛生研究センター会議の成果については今後も期待したい。 配置転換を積極的に行い、業務の適正化が図られている。 配置換えによる業務の効率化が個人業績の上昇にどのように繋がるか明らかでない点、工夫が必要である。 大幅配置換えは活性化に必要なが、従来やや問題があったのだから、もっと早く実施すべきだった。 効率的な国際交流を展開したが成果はどうか。イベントを開いて交流すればというものではない。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営の確立 (2) 内部進行管理の充実 業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じるための仕組みを導入し、実施すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (2) 内部進行管理の充実 ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部研究評価システムを活用して研究進捗状況等を把握し、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>イ 定期的で開催している部会に加え、所内イントラネット利用による相互通信機能を活用し、役員及び管理者による業務進捗状況管理を効率的に行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ② 内部進行管理の充実 イ 調査研究業務の効率化 当該年度の第3四半期末を目途に開催する内部評価委員会において、個人評価・研究課題評価システムを活用した研究進捗状況等の評価を行い、その結果を研究管理・業務運営に反映させる。</p> <p>ロ 業務進捗状況管理の効率化 研究部は定期的で開催する部会をととして研究業務の進行管理を行う。また、所内イントラネットを利用し、役員及び管理者による業務進捗状況管理の効率化を図る。さらに、研究職職員が分担している所内の管理的業務等の効率化を目指す。そのため、業績管理のデータベース化による効率化等を推進し、各職員の業務配分等を明確に把握するとともに、省力化・効率化を可能な分野から実施する。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ② 内部進行管理の充実 イ 調査研究業務の効率化（内部評価委員会の開催） 内部評価委員会を平成17年2月に開催し、重点研究領域特別研究及び基盤的研究の研究計画と研究成果、ならびにその他の業績について審議した。これにより各業務の進捗状況等を研究所として把握した。 平成14年度に導入した個人業績評価システムに従い、研究部毎に研究業績、対外貢献、所内貢献別に研究者の個人業績を5段階で評価した。さらに研究部間の評価基準の格差等の問題点を検討し、改善を図った。 本委員会による評価結果を各担当者へフィードバックし、研究計画の修正等業務運営の改善等に反映させた。 <添付資料3></p> <p>ロ 業務進捗状況管理の効率化 常勤役員と企画調整部長を中心に重要事項を効果的かつ効率的に決定できるよう研究所の運営管理手順を改善した。全所員が出席する月例の研究集会と業務集会により、各研究員の研究進捗状況等の報告に対し理事長を中心に指導・助言・支援を行った。部長会議（月例）により研究所全体の業務状況を把握した。所内の役員会議、部長会議、研究集会、業務集会、各部の部会等により、所の業務を総合的に管理運営した。 さらに、各部の部会により研究者個人の業務の進捗状況を定期的に管理した。なお、主な業務の推進に関して担当者を明示するとともに、職員の業務執行状況と仕事時間の配分をよりの確に把握した。 所内業務に関する部内及び部間の進行管理について、所内LAN(コンピュータ通信ネットワークシステム)を活用し通年で業績収集が可能な方策を講じた。また、同様に、各部の予算執行状況の把握を行った。さらに、申請件数が増加している研究倫理審査の効率化を図ることを目的として、所内LANを活用した申請システムを構築し、運用を開始した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・研究業務及び研究外業務の進行状況のモニタリング結果を踏まえた改善措置が、研究管理及び業務運営に的確に反映される仕組みを整備しているか。また、その仕組みが適切に機能しているか。 ・法人の長がリーダーシップを発揮したマネジメントがなされているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項) ・重要事項を理事長を中心に迅速かつ効果的に決定できるように研究所の管理運営手順を改善した。 ・全所員が出席する月例の研究集会において、各研究員に1年間の研究成果と業績リストを報告させ、理事長が総括評価を述べるとともに、研究の方向について指導・助言を行った。 ・2年前に導入した個人業績評価に基づき個人指導、配置換え及び予算配分を実施した。また、評価基準の研究部間の格差等の問題点の改善を進めた。 ・所内LANを活用して、新たに研究倫理審査のための申請システムを構築し、業務を効率化した。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・内部進行管理が年々充実していっていることが見て取れる。 ・理事長のリーダーシップが発揮されていることがうかがわれる。 ・理事長のリーダーシップに基づき、機動的運営、個人業績評価に基づく個人指導を実施している。 ・理事長のリーダーシップの下で、優れた研究業績内部評価システムが機能しているようである。これは今後、個々の研究員の人事にも反映させるとのことだが、その評価内容は本人に開示されるべきであろう。 ・月例の研究集会による指導、助言は有効に行われていることを評価できる。 ・個人業績評価の枠組みを導入した点は評価できるが、これがどのように研究所の業績の向上に結びついたかどうかを中・長期的にフォローして結果が出るとよい。 ・LAN利用による業務効率化をさらに進める必要がある。 ・研究の月単位等短期的評価による問題に配慮する必要がある。 ・研究倫理審査が日常の研究進捗を妨げることのないように一層の改善を期待したい。 ・研究費の執行管理と法人の財務会計管理との関連について工夫が必要なものと思われる。 ・調査研究業務の効率化の努力を評価するが、特記するほどのものではない。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3)業務運営の効率化に伴う経費節減 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成13年度の運営費交付金の最低限2%に相当する額を節減すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(3)業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>ア 省資源、省エネルギーを推進し経費を節約するとともに、業務処理への情報通信技術の活用や定型業務の外部委託化等業務処理の効率化のための見直しを行い、経費の削減を図る。</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。</p> <p>ウ 上記ア及びイの措置を講じることにより、運営費交付金を充当して行う事業については、平成14年度以降の各事業年度について、平成13年度の運営費交付金額の少なくとも0.5%程度に相当する節減額を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算により適切な業務運営を行う。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1)効率的な業務運営体制の確立</p> <p>③ 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 経費の節約 所内における文書の授受及び業務処理等については所内イントラネットを継続的に活用することにより、引き続きペーパーレス化を図る。</p> <p>ロ 業務処理の効率化 定型業務の外部委託化等により、引き続き効率化を図る。</p> <p>ハ 外部研究資金 関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等について積極的に応募する。</p> <p>ニ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与、技術指導への対価及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入確保に努める。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>③ 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 経費の節約 一般競争入札の徹底を図ることにより経費の削減に努めた。また、省エネルギーに資するため、夏期においては、冷房温度や実験実施時期を調整して光熱水量の節約・分散化を図るとともに、廊下昼間消灯等により、前年度に対して3.0%の費用を削減した。また、引き続き所内LANを基幹とした電子メール、イントラネットの有効活用によりペーパーレス化を進めた。</p> <p>ロ 業務処理の効率化 調査研究に係るデータの入力・整理や、定型的な生化学的指標の分析、動物実験に伴う飼育管理業務等を必要に応じ外部へ委託するとともに、事務処理に係る業務も一部を外注することにより、引き続き業務処理の効率化を図った。</p> <p>ハ 外部研究資金 国及びその他の団体等からの競争的研究資金や受託研究等に積極的に応募した。平成16年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は、文部科学省(科学研究費補助金基盤A、C、若手研究B及び特別研究員奨励費並びに外国人特別研究員試験研究費)、環境省(地球環境保全等試験研究費)、厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金、がん研究助成金)、民間(受託研究)等からの合計15課題であった。また、平成17年度の科学研究費補助金に研究所職員を代表として新規15課題を応募した。 <添付資料2,4></p> <p>ニ 自己収入の確保 研究所資産貸付規程に基づき、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行い、3件の施設等外部貸与(有償)を実施した。また、公的機関等への技術協力(専門家派遣や資料の作成・提供等)によって自己収入を得た。さらに、過年度作成したパンフレット「パソコン利用のアクションチェックポイント」を有償配布した。 <添付資料5></p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 省資源、省エネルギーを適切に推進し、これらに関する経費を節減しているか。 業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。 経費比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費の大きな施設を使用する研究については、夏期を避けるよう研究実施時期を調整した。 環境負荷の少ない物品等の調達、廊下消灯等により、経費節減、省エネルギー、職員の意識向上を図った。前年度に対して光熱水料を3%節減した。 競争入札の徹底化を図ることにより一層の経費削減に努めた。 3件の施設等外部貸与(有償)を16年度に実施した。 運営費交付金の支出は、中期計画に基づき適切に執行されている。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費節約のために実験時期の調整を図るなど、効果が見られる。 光熱水料などの経費節約では努力の結果が明らかになっている。 外部研究資金、自己収入の確保は評価できる。 前年に引き続き努力の成果が見られる。 中期計画通りの達成度と判断。 外部委託の財務的貢献度の評価をしているのか。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効利用を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 効率的な研究施設・設備の利用 他の研究機関や大学等との研究協力と連携を図ることにより、研究施設・設備の共同利用を進め、研究資源の効率的な活用を図る。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(2) 効率的な研究施設・設備の利用 研究資源の効率的活用を図るために、客員研究員との研究交流、産業医科大学との研究交流会等において研究施設・設備の共用に関する情報収集を行う。 外部貸与に関する規程（産業医学総合研究所資産貸付規程・実験施設等貸付要領）に基づく外部貸与対象施設・機器につき、ホームページへの掲載、機関誌における広報等により広く利用を働きかける。</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(2) 効率的な研究施設・設備の利用 (a) 研究施設・設備の効率的かつ効果的な使用を促進するために、退職した研究員が使用していた研究室と大型研究機器を、理事長と担当部長の主導により、研究所全体の立場から部の枠組みを超えた再配分を実施した。また、新規採用した任期付き研究員が早期に研究の立ち上げができるよう、研究室、研究機器の使用等につき特段に配慮した。 (b) また、所の基本業務（研究集会・業務集会等）と大型の施設改修工事の進行を大局的に調整し、研究業務の効果的な運営を図った。 (c) 研究施設・設備の効率的活用を図るために、外部の研究者等が共同研究等で所内の諸施設を利用できる旨を、ホームページ、産医研ニュース、産業医学総合研究所国際セミナー、アジア労働衛生研究センター会議、産業医学総合研究所客員研究員交流会等で広報した。平成16年度には、振動に係わる施設について、共同利用があった。 (d) 資産貸付規程をもとに、外部貸与が可能な実験施設・設備を増やし、一覧(27件)をホームページ等で公告した。3件の施設等外部貸与(有償)を実施した。 <添付資料5></p>

評価の視点	自己評定	A	評定	B
<p>・研究施設・設備を効率的に活用するための仕組みを整備し、研究施設・設備の共同利用を促進しているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究施設と大型の研究機器の共同利用及び有償貸与を積極的に広報し、下記の実績を挙げた。 ア 大型研究施設(振動に関わる実験施設)の共同利用が行われた。 イ 振動負荷装置、自動血圧計等、3件の施設等の外部貸与(有償)が実施された。 担当部長を任命し、退職者の使用していた研究室等については、部の枠組みを超え業績等を勘案し効率的な使用ができるよう再配分した。 新規採用した任期付き研究員が早期に研究の立ち上げができるよう、研究室の配分等特段の配慮を行った。 所の基本業務(研究集会・業務集会等)と大型の施設改修工事の進行を大局的に調整し、研究業務の効果的な運営を図った。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究施設・設備の共用利用、外部貸与を促進する姿勢は伺える。 スペースの配分について工夫が見られる。 研究施設・設備の共同利用や有償貸与はもっと推進されるべきである。 共同利用を促進していることは認められるが、計画通りの進捗と思われる。 研究施設の共同利用を一層推進するように努力してほしい。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握 労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の健康確保に資する目的で設立された独立行政法人として、職場で生じている労働衛生上の諸問題を的確にとらえ、労働現場のニーズに対応した調査及び研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や産業医、衛生管理者等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働衛生分野における我が国の中核的研究拠点として社会から付託されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを迅速且つ的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的とした会合を開催し、産業界代表者、衛生管理者、産業医等から助言や要望等を伺うとともに情報交換を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(1) 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し、業務へ積極的に反映させるために、「労働衛生重点研究推進協議会」を開催し、関係団体、関係調査研究機関、大学及び各種労働衛生分野の学識経験者等より助言や要望等を伺うとともに、国内で実施されている労働衛生関連研究課題の登録制度による研究情報交換のための基盤整備を推進する。さらに、客員研究員制度を活用し、労働現場との意見交換の場を設けニーズ把握を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(1) 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映 労働現場のニーズを迅速かつ的確に把握し業務へ積極的に反映させるために以下の措置を講じた。 (a) 研究所が主宰する「労働衛生重点研究推進協議会」を平成16年10月と平成17年3月に開催するとともに、平成16年11月に第4回労働衛生重点研究推進協議会シンポジウムを開催し、関係調査研究機関、大学、行政、経営者団体、労働組合、職場の労働衛生管理者等、幅広い分野から助言、要望等を伺うとともに情報交換を行った。また同協議会の第3年次報告書約600部を関係者に配布した。 ＜添付資料6、7、8＞ (b) 上記の協議会に関連して、旧労働省による「21世紀の労働衛生研究戦略協議会」が示した21世紀初頭10年間に実施すべき労働衛生の18優先研究課題に関する国内の研究の実施状況の調査及び研究課題登録を行った。協議会が示した研究戦略・優先研究課題に関し、「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中日国際シンポジウム」および「アジア労働衛生研究センター会議」にて講演を行った。研究実施状況調査の中間報告を第77回日本産業衛生学会で特別報告として発表した。 ＜添付資料9＞ (c) 厚生労働省安全衛生部との「労働安全衛生研究連絡会議」(4月から11月まで8回)・部議(12月から4回)及び「産業医学総合研究所研究推進連絡協議会」(年2回)、「客員研究員交流会」(年1回)、「産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会」(年1回)を開催し、労働現場、行政、および学術上の研究ニーズを把握し、調査研究業務に反映させた。また、ホームページ、産医研ニュース及び一般公開・上記協議会シンポジウムにおけるアンケート等により国民から研究ニーズを収集した。</p>
<p>評価の視点</p> <p>・労働衛生に関する情報交換及び業務に対する意見・要望聴取のための会合を毎年度開催することにより、労働現場のニーズの的確な把握に結びつけているか。また、当該会合の結果を業務の改善に積極的に反映させているか。</p>	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">S</p> <p>(理由及び特記事項) ・産学官の広範な分野から労働現場の研究ニーズを把握するため、「労働衛生重点研究推進協議会」第Ⅱ期(3年)の活動を開始した(協議会委員会を2回開催)。協議会の活動として、以下を実施した。 ア 18優先課題に関し中日国際シンポジウム及びアジア労働衛生研究センター会議において講演し、意見交換を行った。 イ 文献検索及び研究課題登録による18優先研究課題別の研究実施状況調査の中間結果を産業衛生学会において特別報告として発表した。 ウ 同協議会シンポジウムを開催し、厚生労働科学研究費補助金による研究等、優先研究課題の最新の研究内容を把握した。 以上により、今後の研究推進方策に関し意見要望を集めるとともに研究所の今後の研究課題設定で反映させた。 ・行政との連絡会議、客員研究員や産業医科大学との研究交流会等を定期的に開催した。</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項) ・労働衛生重点研究協議会の活動を展開し、現場ニーズの把握に努め、戦略的研究を推進している。 ・労働衛生重点研究推進協議会の運営は持続・発展しており、労働現場ニーズの把握および展開に特段の効果が認められる。その点、活発な活動について、大いに評価できるが、労働衛生分野の国内・国際的リーダーとしてさらに戦略性をもった提言を期待する。 ・労働安全衛生研究連絡会議、産業医学総合研究所研究推進連絡協議会により行政ニーズを把握し、業務に反映している。 ・現場ニーズ、研究ニーズをプロジェクト研究に反映されていることを高く評価したい。 ・多くの課題について積極的に関与されているが、成果を利用する工夫が欲しい。 ・研究課題登録の実態の把握、登録者のメリットを明確にして欲しい。 ・研究課題登録は研究者への支援になるが、効率化を忘れずにして欲しい。 ・「研究所の今後の研究課題設定へ反映させた」というが、具体的には何をどうしたのか不明である。</p>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績		
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ及び行政ニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる調査・研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>(1)プロジェクト研究 現在我が国が直面する労働衛生上の課題に対応するため、次の重点研究領域において、別紙1に示すプロジェクト研究（研究の期間、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。）を実施すること。 ア 有害因子等による健康影響の実態の調査及び健康管理手法の開発 イ 化学物質等の健康影響機序の解明及び有害性評価法の確立 ウ ストレス、疲労等の要因の解明及び職場環境の快適化 エ より精度の高い化学物質、物理因子等の測定法の開発及び作業環境管理・作業管理手法の開発</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 労働現場のニーズ及び労働災害防止計画、科学技術基本計画等に示された行政ニーズを踏まえた社会的使命を果たすため、労働災害の発生状況、技術革新の進展状況、産業構造の変化、国内外の関連する研究の動向等を考慮し、以下の業務を実施する。 (1)プロジェクト研究 中期目標において示されたプロジェクト研究を計画的に実施する。 なお、プロジェクト研究の実施期間については、それぞれの研究課題毎に次の期間を予定する。 ウ 作業関連疾患・生活習慣病における職業因子の寄与に関する疫学的研究 平成15年度～平成17年度 キ 作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究 平成16年度～平成17年度 (参考：平成18年度まで継続予定) コ 筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究 平成16年度～平成17年度 (参考：平成18年度まで継続予定) サ 高齢労働者の職業性ストレスに関する総合的研究 平成15年度～平成17年度 シ 有機溶剤等を取り扱う非正常作業の作業環境管理に関する調査研究 平成13年度～平成16年度 ス 労働環境における全身振動ばく露の計測と対策に関する研究 平成14年度～平成16年度 (ア、イ、エ、オ、カ、ク及びケは、平成16年度に実施しないため省略した。)</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 当該年度においては、中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち、以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>① プロジェクト研究 中期計画に示したプロジェクト研究と競争的資金を獲得して行うプロジェクト研究を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。 イ 重点研究領域特別研究としてのプロジェクト研究 別紙1に示す6課題を実施する。 ロ 競争的資金によるプロジェクト研究 別紙1に示す地球環境保全等試験研究費2課題をはじめとし、獲得した競争的資金による研究を実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 中期計画に定めたプロジェクト研究課題及び基盤的研究課題のうち、以下の調査研究業務を実施した。</p> <p>① プロジェクト研究 平成16年度計画に示された重点研究領域特別研究6課題及び競争的資金等によるプロジェクト研究15課題を実施した。 <添付資料2> これらの研究は、研究目的、平成16年度の実施事項・到達目標等を記載した研究計画書を作成の上実施した。 重点研究領域特別研究課題を以下に記すとともに、研究概要を添付する。 <添付資料10> 1)有機溶剤等を取扱う非正常作業の作業環境管理に関する調査研究(平成13年度～16年度) 2)労働環境における全身振動ばく露の計測と対策に関する研究(平成14年度～16年度) 3)作業関連疾患・生活習慣病における職業因子の寄与に関する疫学的研究(平成15年度～平成17年度) 4)高齢労働者の職業性ストレスに関する総合的研究(平成15年度～平成17年度) 5)作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究(平成16年度～平成18年度) 6)筋骨格系障害予防のための疫学的及び労働生理学的研究(平成16年度～平成18年度) 各重点研究領域特別研究課題に関する研究所外部評価委員会による評価結果及びそれに対する措置等を要約した資料を、平成16年度研究評価概要として添付する。 <添付資料11></p>		
評価の視点	自己評価	S	評定	A	
<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家が行う各プロジェクト研究課題毎の研究評価が適切に行われているか。 上記の研究評価結果を研究管理に適切に反映しているか。 行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 効率的な研究への取組がなされているか。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価委員による各重点研究領域特別研究課題の5段階評価を行った。 この評価結果を予算配分、実行計画に反映させた。 行政ニーズ及び社会的ニーズを明示した研究計画書により評価を行った。 目標達成度を明記した研究報告書に基づき評価を実施した。 部の枠を越えた学際的なプロジェクトチームを編成し研究を実施した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な課題をよくとりあげている。 重点研究領域特別研究について、行政ニーズに対応した重要な研究を推進し、内部評価委員会、外部評価委員会等で適正な評価を行い、計画修正に反映し、着実な成果を挙げている。 ニーズに対応したプロジェクト研究がなされており、内外の評価を段階を経て適切に行っている。 プロジェクト研究（作業環境中の有害因子に対する感受性を決定する遺伝的素因に関する研究）の展開が特に注目される。 多くの研究課題に取り組んでいるが、成果があまり見られない。取組はもとより成果を上げることが重要である。 「成果」が行政、社会にどのように還元されているかももう少し見える形でプレゼンして欲しい。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2)基盤的研究 将来生じ得る研究課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、研究基盤としての研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえつつ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (2)基盤的研究 研究所の学術水準を継続的に充実・向上させるため、科学技術の進歩、国内外における職業性疾病、労働環境の変化等の動向を踏まえつつ、中期目標に示された研究領域において、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を、毎年度研究計画を作成して実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ② 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究として、別紙2に示す63課題を実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ② 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究と将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究を63課題の基盤的研究として、選定理由、実施方針等を記載した研究計画書を作成の上実施した。</p> <p><添付資料10> 内部・外部評価委員会に提出された各部長による基盤的研究課題の総括を平成16年度研究評価概要の中に付記した。</p> <p><添付資料11> 研究成果と目標達成度を明記した研究報告書に基づき、各部長及び内部評価委員会による5段階評価を行い、評価結果を予算配分、実行計画に反映させた。</p>

評価の視点	自己評価	評 定
<ul style="list-style-type: none"> 各研究課題について適切な研究計画が作成されているか。 各研究課題が研究計画に従い適切に実施され、所期の研究成果が得られているか。また、必要に応じ、研究計画の見直しが適宜行われているか。 行政ニーズ及び社会的ニーズが明確になっているか。 研究の成果が示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 効率的な研究への取組がなされているか。 	<p>自己評価</p> <p>S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政ニーズ、社会的ニーズを明記した研究計画書を作成している。 研究成果と目標達成度を明記した研究報告書に基づき、各部長及び内部評価委員会による5段階評価を行い、評価結果を予算配分、実行計画に反映させた。 部内進行管理を徹底し、計画の修正及び予算の見直し等による効率化を図った。 行政ニーズ対応例:厚生労働省が設置した「左官用モルタル混和材中の石綿含有率の測定方法等に関する検討会」に委員を派遣し、資料を提供し、その検討結果は通達「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」に利用された。 	<p>評 定</p> <p>A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なテーマをとりあげており、行政ニーズ、社会ニーズに基づいた基盤的研究が含まれることは望ましい。 行政ニーズ、社会ニーズに対応した研究を行い、貴重な成果を挙げている。 アスベスト等研究では評価できる。 基盤的研究の成果の社会への適用を評価する。 内部評価委員会等の評価結果により部内での予算配分の適正化が行われていることを評価する。 研究員に対し、基盤的研究課題が多い。もう少し整理し、リソースの集中をはかってもよい。 「基盤的研究」と「プロジェクト・重点研究」の違いが明らかでない。基盤的研究の位置づけを明確にして欲しい。 21世紀の新しい課題として、化学物質への感受性の個体差が重視されつつあるようなので、その研究体制の中に pharmacogenetics(薬理遺伝学)や Ecogenetics(環境遺伝学)の研究者を加えてはどうか。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(3)職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>(3)職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>ア 行政から要請を受けたとき、又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働者の健康障害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>イ 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合に、災害調査に迅速、的確に対応できるよう体制を整備する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>③ 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>イ 労働者の健康障害の原因調査等の実施 行政から要請を受けたとき又は調査・研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、原因調査等を実施する。</p> <p>ロ 原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>ハ 災害調査への的確な対応 厚生労働大臣から緊急の原因調査等の要請があった場合等には、研究所災害調査実施要項に定められた手続きに従い、迅速、的確に対応する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>③ 職業性疾患その他の労働者の健康障害等の原因の調査、有害因子へのばく露等の状況の究明及び対策の研究並びに災害調査技術の向上に関する研究</p> <p>イ 労働者の健康障害の原因調査等の実施 厚生労働省労働衛生課・化学物質対策課等行政の要請により15件の労働者の健康障害の原因調査等を実施した。また、がん原性物質4種の作業環境分析法の検討を実施し、「がん原性物質による健康障害防止指針」の策定に貢献した。 <添付資料12></p> <p>ロ 原因調査結果等の報告 イの結果を厚生労働省安全衛生部に提出した。</p> <p>ハ 災害調査に対応するための体制の整備 研究所災害調査実施要項に従い、労働災害発生に対する迅速、的確な対応に努めた。</p>

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 労働者の健康障害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速、的確に実施しているか。 行政からの要請等に基づいて実施した労働者の健康障害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 業務量の変動があった場合等に他の業務への影響があったか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度は合計15件の災害調査等を実施し、厚生労働省安全衛生部へ報告した。石綿関連の分析は、他の機関では実施できない高度な技術を要するものである。 「がん原性物質による健康障害防止指針」の策定に関して、厚生労働省化学物質対策課と使用実態を調査する等、行政施策に結びつく貢献を行った。 研究所災害調査実施要項に基づき、迅速、的確に調査できる体制を整えている。 		<p>評定</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多忙の中、災害調査等の行政ニーズや、国際・国内基準制改定等の社会ニーズによく応えている。 現場ニーズに対応した迅速な対応がされていると評価する。 災害調査の体制を整備し、成果を挙げている。 指針の策定等の成果は認められる。 他機関でできない高度な技術を要する分析を行っている点は高く評価できる。 行政ミッション対応型の研究成果について、社会から見える形でプレゼンする方法を工夫してほしい。 石綿の研究成果が政策に反映されるまでの仕組みに問題はなかったか、詳しい分析が求められる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4)労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (4)労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ④ 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、必要に応じて労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、研究所の研究成果を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ④ 労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等への科学技術的貢献 行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、労働衛生に関する国際基準、国内基準の制改定等のための検討会議に研究所の役職員を派遣するとともに、研究所の研究成果を提供した。例えば、厚生労働省が設置した「左官用モルタル混和材中の石綿含有率の測定方法等に関する検討会」に委員を派遣し、資料を提供し、その検討結果は通達「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」に利用された。 その他国内外の行政機関や学協会等に設置された委員会（JIS委員会、化学物質に関するOECD委員会、労働衛生関連WHO会議、労働衛生に関するISO委員会委員長等）に役職員を派遣し、積極的な貢献を行った。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料13＞</p>

評価の視点	自己評価	S	評価	A
	<ul style="list-style-type: none"> 行政等からの要請を踏まえ、国内外の基準制改定のための検討会議に必要に応じて参加し、研究成果を提供しているか。 国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> WHO, ISO, OECD等の国際機関に設置された17の委員会へ役職員を派遣し、研究成果を国際基準の制改定等に反映させた。たとえば、CEN/TC 231 極東地区代表。 国内の行政機関や学協会等に設置された94の委員会等に役職員を派遣した。たとえば、厚生労働省「労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」。 研究所の研究成果が、通達「蛇紋岩系左官用モルタル混和材による石綿ばく露の防止について」の作成に利用された。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政等からの要請をよくとらえ、必要な情報を提供している。 国際機関、国内の各種委員会に出席し、貴重な貢献をしている。アスベスト研究の成果により行政に貢献している。 年度計画にそって、適切な実績をあげているものと評価する。 行政ミッション型独法として充分ニーズは応えているとは思いますが、これらはすべて中期計画の範囲内といえる。 アスベストが社会問題化している現状について積極的な発言がほしい。 アスベストの研究への貢献は認めるが、国民に不安を与えないように必要に応じて広報が必要ではないか。 アスベスト研究を対策に生かすような提言、行政に対する働きかけは十分だったか。 アスベスト研究の成果を行政に反映させる努力が研究所にもっと多様な方法で求められるのではないか。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5)労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 (5)労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 行政からの要請、又は研究所の判断に基づき、労働衛生に関する国内の科学技術情報、資料等の調査を行い、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ⑤労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 イ 国内外の科学技術情報、資料等の調査 行政からの要請又は研究所が適切と判断したものについて調査を実施し、厚生労働省労働基準局安全衛生部に随時報告する。</p> <p>ロ 業務上の疾病事例の分析 業務上の疾病事例のデータベース化と分析を実施する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(2)労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施 ⑤労働衛生に関する国内外の科学技術情報、資料等の調査 イ 国内外の科学技術情報、資料等の調査 国内外で発生した労働災害等に関する情報を検討し、暑熱作業、振動障害予防等について厚生労働省安全衛生部へ報告した。 <添付資料14></p> <p>ロ 業務上の疾病事例の分析 平成7～10年の4年間に発生した累計約3万件の業務上の疾病事例および平成3年～9年の7年間に発生した約1万6千件の死亡災害のデータベースを活用して、高年齢労働者の疾病発生状況を解析した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	B
<p>・行政からの要請等に基づき、国内外の科学技術情報、資料等の調査を行うとともに、当該調査結果を適切に報告しているか。</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省安全衛生部等からの要請の他研究所の判断により、社会的関心を集めた熱中症や振動障害等、国内外の文献を調査解析し、その結果を安全衛生部に報告した。 第10次労働災害防止計画に関連して、厚生労働省が行った作業現場での振動ばく露調査に関する調査方法手順書を作成し、行政等の調査実施に協力した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門機関として行政等からの要請により国内外の科学技術情報の調査を行い、貢献している。 中期計画にそって行政のニーズに対応した業務が遂行されていると評価した。 行政からの要請に応じていると評価するが、行政等に対し調査結果を利用させる努力が欲しい。 より広範囲な科学技術情報の収集調査の報告を行っていただきたい。 厚生労働省への調査報告書の件数が少ないように思う。 幅広い課題を与えられて大変だが、やはり外国におけるアスベストの取組についての情報提供、提言、行政への働きかけは不十分だったのではないかと。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による事前評価、中間評価及び事後評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3 外部評価の実施及び評価結果の公表 プロジェクト研究に関する研究計画、研究の進展度、研究目標の達成度等を的確に評価し適切な研究業務を推進する観点から、外部の第三者による事前、中間又は事後評価を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。 また、外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表 平成13年度に決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に沿い、平成14年度及び15年度に改訂した研究所評価規程に従って、外部評価を実施し、結果を公表する。</p> <p>① 外部評価の実施 第三者による外部評価委員会を、当該年度の第4四半期初めに開催し、重点研究領域特別研究としてのプロジェクト研究の計画、進展度、目標の達成度等について評価を行う。</p> <p>② 外部評価の結果の公表 外部評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表 平成14・15年度に改訂した研究所評価規程に従って外部評価委員会による研究課題評価を実施し、評価結果を公表した。 <添付資料3></p> <p>① 外部評価の実施 第三者による外部評価委員会を平成17年2月に開催し、重点研究領域特別研究の計画、研究の進展度及び研究目標の達成度等の評価を行った。評価結果を各課題代表者へフィードバックして業務運営に反映させるとともに、委員の指摘事項に対する措置や対応等を報告書としてとりまとめる作業を行った。 <添付資料11></p> <p>② 外部評価の結果の公表 平成15年度の外部評価委員会の研究評価報告書を平成16年度に発行し、その要約版をホームページで公開した。本報告書には評価結果及びその研究業務への反映について記載した。 <添付資料15> 平成16年度の評価結果は受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表するために、結果の集計、編集等の準備作業を進めた。</p>

評価の視点	自己評価	A	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究課題について、第三者（外部専門家）による事前、中間及び事後の評価が実施されるとともに、当該結果を研究管理・業務運営に適切に反映しているか。 外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表しているか。 	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の指針に従って改定した規程に基づき、外部評価を実施した。その結果を予算措置・実行計画に反映させた。 平成15年度の研究評価報告書を出版し、要約版をホームページで計画どおり公開した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価の実施ならびに公表が定着し、その後のフォローアップも適切である。 研究評価の公開は評価できる。 中期計画通りとみなす。 外部評価委員の専門領域は適切か。pharmacogenetics（薬理遺伝学）やmoleculargenetics（分子遺伝学）の専門家も加えてはどうか。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。 (1)学会発表等の促進 中期目標期間中における学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,000回以上及び400報以上とすること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1)学会発表等の促進 国内外で開催される学術集会等における研究院の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるための仕組みを構築することにより、学会発表及び論文発表を積極的に促進する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 学会発表等の促進 国内外の学術集会等における研究員の発表及びIndustrial Health誌や他の学術雑誌等における論文発表数を増加させるため、研究所内部または外部研究者の協力を得て若手研究員を支援するとともに、学術集会・研修等へ派遣するための費用の効率的運用を図る。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 学会発表等の促進 中期目標では5年間の期間中の学会発表及び論文発表の総数が、それぞれ1,000回（年平均200回）以上及び400報（同80報）以上と定められている。 平成16年の学会発表は251回と中期目標（年平均）を26%上回り、前年（236回）と比べても6%増加した。同様に、論文発表は172編（原著論文57編、原著論文に準ずる学会発表の出版物24編、総説論文26編、編著書23編、報告書42編）であり、中期目標を115%上回り、前年（101編）の1.7倍に増加した。特に原著論文は前年の31編に比べて84%増であった。原著論文の8割は英文の国際学術誌に掲載された。学会発表と論文発表の4年間の累積数も共に数値目標を上回った。なお、役職員が学術団体の学会大会長賞（2件）の表彰と名誉称号を受けた。 以上は、内部・外部評価委員会の結果に基づき、若手研究員に対して、適宜所内・所外の研究者の協力・支援を求め、研究成果発表の質的向上を図った結果である。 また、学術集会や研修等へ職員を派遣するための予算措置として、学会・講習会参加に係る費用及び研究職員研修会講師費用に運営費交付金及び研究支援対策積立金（剰余金）を活用したことが効果的であった。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料16＞</p>

評価の視点	自己評定	評定
<p>・第2の1の（2）及び第3の3の仕組みを活用することにより、学会発表及び学術雑誌への論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。</p> <p>・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質は高い水準に確保されているか。</p>	<p>S</p> <p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 論文発表（172編）は、中期目標年平均値の2.2倍で、前年の1.7倍となった。 学会発表（251回）は、中期目標を26%上回り、前年と比べ6%増加した。 中期計画期間4年目までの累積数では、学会発表（900回）、論文発表（509編）で、論文発表は中期計画期間中の数値目標をすでに上回っている。 原著論文の約8割が英文国際学術誌に掲載された。 役職員が分担執筆したシックハウス症候群に関する解説書が市販された。 役職員が学術団体の学会大会長賞（2件）の表彰と名誉称号を受けた。 	<p>A</p> <p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な業務の中、学会、論文発表等活発に行われ、計画を大幅に上回る成果である。 論文発表、学会発表等大幅に目標を超えている。 論文発表状況など中期計画を大幅に超えた達成状況にあると高く評価する。 質的評価をすることが重要である。 業績リストをみると同じ名前が幾度も出てくるようだが、論文を書く研究者が偏っていないか。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (2)インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 調査研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。 また、調査研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (2)インターネット等による研究成果情報の発信 ア 中期目標期間中における研究成果については、原則としてその全数についてデータベース化した上で研究所ホームページにおいて公開することにより、より多くの国民が利用可能なものとするとともに、広く研究所の業務に関する意見を求める。</p> <p>イ 事業場における労働衛生の向上に資するため、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4)成果の積極的な普及・活用 ② インターネット等による研究成果情報の発信 イ 研究成果の公開 平成15年度における研究成果を全数データベース化し、平成16年6月を目途にホームページに公開し、多くの国民が利用可能なものとする。</p> <p>ロ 意見収集のための仕組み 国民からの研究所業務に関する意見収集を行うための仕組みについて、研究所ホームページや産医研ニュース等を活用して周知を図り、広く意見を求める。</p> <p>ハ 事業場における労働衛生の向上 研究成果の一般誌への寄稿を積極的に行い、事業場における労働衛生の向上を目指す。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ② インターネット等による研究成果情報の発信 イ 研究成果の公開 平成15年度の研究成果をデータベース化し、研究所年報に掲載した。研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年4回発行)の全論文や「産医研ニュース」(年2回発行)の全文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介した。研究所ホームページへの平成16年度のアクセス数は年間約93万件であった。 (http://www.niih.go.jp/) ロ 意見収集のための仕組み 研究所のホームページに開設した窓口(アドレスは、info@niih.go.jp)、研究所の一般公開、シンポジウムの開催等を通して国民から研究所業務に対する意見収集を行った。またこの意見収集の仕組みの周知を図るため、産医研ニュース、年報等で広報した。 ハ 事業場における労働衛生の向上 労働者、事業場の労働衛生担当者、事業者等、国民に広く労働衛生上の知見を提供するために技術解説等14編、その他の文献等34編を一般誌に寄稿した。例えば、日本作業環境測定協会発行の「作業環境」誌での保護具に関する紹介、空気清浄協会発行の「空気清浄とコンタミネーションコントロール」誌での「作業環境の評価方法と換気技術」等。 また、新聞、テレビ等の取材に協力し、職員の研究を紹介した(12件)。例えば、東京新聞平成16年5月8日「組織内のストレスチェック」、NHK総合テレビ平成16年6月19日「おはよう日本、職場に求む頭痛対策」、日本農業新聞平成16年9月22日「みんなで快農宣言! 第5部 腰痛 振動 対応遅れる農機」等。 希望する事業場へは産医研ニュースを配布する旨ホームページ等で広報した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料16></p>

評価の視点	自己評定	評定
	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・ホームページに前年度から引き続き年報、Industrial Health 掲載論文、産医研ニュースを全文掲載した。共同利用案内及び有償貸与で利用可能な研究施設等一覧を掲載した。 ・空気清浄協会発行「空気清浄とコンタミネーションコントロール」誌での技術解説等48編を一般誌に寄稿し、成果の積極的な普及・活用に努めた。 ・東京新聞、NHK 総合テレビ等、一般紙やテレビ放送にストレス・頭痛・腰痛等の研究が取り上げられた(12件)。</p>	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) ・研究成果情報の発信は十分であり、評価できる。 ・HPへのアクセス件数、年間93万件は高く評価する。 ・マスコミを活用した成果が伺える。 ・研究成果を多様な方法で公開している努力が認められる。「わかりやすさ」について一層工夫するよう期待する。 ・ホームページによる一般国民を対象とした積極的情報発信も必要である。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (3) 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 我が国の労働衛生研究機関の研究資源を有効に活用し、山積する労働衛生研究上の課題について効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するため、国内の労働衛生研究機関の協力を得て、最新の労働衛生に関する研究の状況を把握し、120機関以上の関係研究機関に必要な情報を提供すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (3) 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 研究機関、大学、関係団体等の学識経験者・有識者の協力を得て、国内の最新の労働衛生研究の状況を把握するとともに、研究所刊行物等を通じて労働衛生研究機関に対し有用な情報を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ③ 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 イ 国内労働衛生研究の状況の把握 客員研究員との研究交流、産業医科大学や労働科学研究所との研究交流、及び労働衛生関連学会等を通じて、国内の最新の労働衛生研究状況を把握する。また、労働衛生重点研究推進協議会の活動としては、労働衛生研究の現状をデータベース化する作業を継続し、国内で実施中の研究課題の登録制度を充実させる。さらに、我が国における研究の実態と課題に関する情報を労働衛生関係機関等へ提供する。</p> <p>ロ 労働衛生関係研究機関への情報の提供 Industrial Health 誌を年4回、また産医研ニュースを4月と10月にそれぞれ発行し、100以上の労働衛生関係研究機関に、労働衛生研究に関わる情報を提供する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ③ 国内の労働衛生研究の状況の把握及び労働衛生研究機関への情報の提供 イ 国内労働衛生研究の状況の把握 客員研究員交流会、産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究交流会、及び労働衛生関連学会等への参加等を通して、国内の労働衛生の研究状況を把握した。また、研究所が主宰する「労働衛生重点研究推進協議会」は、第II期(3年)に入り、労働衛生研究の現状をデータベース化する作業を継続し、国内で実施中の研究課題の登録制度を充実させた。さらに、我が国における研究の実態と課題に関する情報を労働衛生関係機関等へ提供するため第I期の成果を簡潔にまとめたパンフレットを作成した。また、国内の共同利用可能な研究施設設備の調査を開始した。さらに労働衛生重点研究推進協議会第4回シンポジウム「21世紀の労働衛生研究戦略の推進と展望」を開催し、厚生労働科学研究費による研究成果等を提供した。なお、同協議会の協議結果を受け、研究課題登録等を今後も継続して実施することとした。 <添付資料6、7、9、17></p> <p>ロ 労働衛生研究機関への情報の提供 国際学術誌 Industrial Health (年4回)、産医研ニュース(年2回)、研究所年報をそれぞれ計画どおりに定期発行し、国内外の労働衛生の最新情報を100以上の労働衛生関係研究機関等に提供した。 なお、平成16年の Industrial Health 誌の投稿論文数は116編(欧米、アジア、日本、当研究所より各々18、28、31、9%)で、掲載論文数は59編であった。また、最近3年間のインパクトファクターは0.48～0.74となっている。 また研究所が主催したアジア労働衛生研究センター会議において研究所の研究成果や「労働衛生重点研究推進協議会」の活動内容を参加者に提供した。「労働衛生重点研究推進協議会」の3年次報告書を国内の機関に約600冊配布し日本の労働衛生の研究推進戦略に関する情報を発信した。 <添付資料18、19></p>

評価の視点	自己評定	S	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 最新の労働衛生に関する研究の状況を取りまとめ、当該取りまとめ結果を関係研究機関に広く提供しているか。 学術誌、産医研ニュースを計画どおりに発行しているか。 	(理由及び特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> 「労働衛生重点研究推進協議会」及び第四回同協議会シンポジウムを開催し、労働衛生の研究状況を把握するとともに、情報を提供した。 上記協議会の第3年次報告書を全国の労働衛生機関に約600部を配布した。 上記協議会の活動として、労働衛生研究の現状をデータベース化する作業を継続し、また、我が国における研究の実態と課題に関する情報を簡潔にまとめたパンフレットを作成した。 同、国内の共同利用可能な研究施設設備の調査を開始した。 客員研究員交流会、産業医科大学との研究交流会等の研究発表会を開催し、研究状況を把握するとともに、情報を提供した。 国際学術誌 Industrial Health(年4号、うち2号はそれぞれ「アジアにおける最新の労働衛生研究動向」と「睡眠と健康」の特集号)、産医研ニュース(年2号)を定期発行した。 平成16年の Industrial Health 誌の投稿論文数は欧米・アジア・日本・研究所・その他より116編、掲載論文数59編であった。なお最近3年間のインパクトファクターは0.48～0.74である。 希望する事業場へは産医研ニュースを配布する旨ホームページ等で広報した。 	(理由及び特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> 研究状況や成果を多様な方法で提供しようとする努力は認められる。 国内研究状況の把握と研究機関への情報提供は適切に行っている。 各種ツールを使った情報提供には見るべきものがある。 中期計画に沿って積極的な取り組みが行われていると評価する。 Industrial Health 誌を定期的に刊行し、アジア諸国の研究者に対して発表の機会を作っている点は評価できる。 Industrial Health 誌のインパクトファクターを上げる努力が求められる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (4) 講演会等の開催 調査研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を毎年度実施し、主要な調査研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (4) 講演会等の開催 研究成果の一般への普及を目的とした講演会を、産業医や職場における労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とし開催するとともに、一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果の紹介及び研究施設を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ④ 講演会等の開催 イ 講演会の開催 労働衛生研究の状況把握と今後の展望および研究成果の普及を目的に講演会を開催する。</p> <p>ロ 研究所の一般公開 研究所の一般公開を実施し、主要な研究成果及び研究施設を紹介する。</p> <p>ハ 見学希望者への対応 見学希望者の専門分野及び要望に応じて、柔軟に対応する。近隣の学校等に対して、団体での見学を積極的に受け入れている旨の広報を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ④ 講演会等の開催 イ 講演会の開催 研究所が主催する第4回労働衛生重点研究推進協議会シンポジウム「21世紀の労働衛生研究戦略の推進と展望」を平成16年11月に開催し、産学官等から約200名の参加を得た。シンポジウムでは、優先研究課題に関する厚生労働科学研究費による研究成果について9題の講演を行い、最新の研究状況に関する情報を提供した。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料8＞</p> <p>国際研究交流情報センターの活動として研究所主催の国際シンポジウム等を企画し、第1回「アジア労働衛生研究センター会議」を開催した。また、英国、米国、スウェーデンの研究者の講演を含む国際セミナーを2回開催した。さらに、中国工程院医薬衛生学部並びに中国安徽省衛生庁と共催で「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中日国際シンポジウム」を中国安徽省合肥市で開催した。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料20＞</p> <p>このほか、産業医学総合研究所人体振動勉強会、職業性ストレス研究会を、職員主催により開催した。</p> <p>ロ 研究所の一般公開 研究所の一般公開を、科学技術週間に合わせて平成16年4月25日(日)に実施し、研究所の研究成果(VDT作業、化学物質への感受性、ディーゼル排ガスに関する講演計3題とポスター展示計9題)をわかりやすく紹介し、併せて電子顕微鏡をはじめとする大型の研究施設を公開した。今年度は新たに体験コーナー(ストレスチェック、心音チェック等)を実施した。一般公開にあたり、タウン誌や研究所ホームページにより広報した。</p> <p>日曜日の一般公開は初めての試みで(前年までは土曜日)、前年度80名余に対し約60%増の130名余の参加があった。参加者は、近隣学校、地域住民、企業・公的機関・労働衛生関係者等で、「体験コーナーがよい企画だった」等の感想が寄せられた。</p> <p style="text-align: right;">＜添付資料21＞</p> <p>さらに次年度4月に開催する一般公開を企画した。</p> <p>ハ 見学希望者への対応 国際協力機構(JICA)公衆衛生行政管理セミナー研修(28名)、同労働安全衛生政策セミナー研修(8名)、労働政策研究・研修機構労働大学校労働衛生専門官研修(29名)、長崎県立西陵高等学校(3名)、横浜労災病院部長・産業医(6名)、相模原市環境事業部相模台収集事務所安全衛生委員会(13名)、東京女子医大産業保健実習(9名)等の見学を受け入れ、見学者の専門分野、要望等に応じて講義・講演・示説等を行った。</p> <p>団体での見学を随時積極的に受け入れており、授業における利用が可能な旨を近隣の小学校に対して広報した。</p>

評価の視点	自己評定	評定
<ul style="list-style-type: none"> ・研究所主催の一般向け講演会を毎年度開催しているか。 ・研究所の一般公開を毎年度実施しているか。 ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・参加者の満足度に関するアンケート調査を実施しているか。調査結果はどうか。 	<p>自己評定 S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際研究交流情報センターの活動としてアジア労働衛生研究センター会議(シンポジウム・ワークショップ)、中日国際シンポジウム、国際セミナー等を開催・共催した。 ・一般公開では、前年度に対し約60%増の130名余の参加があった。 ・一般公開では参加者にアンケートを行った結果、「体験コーナーがよい企画だった」等の好意的な意見が多数寄せられた。 ・内外の専門家の見学・研修を幅広く受け入れ、講義・講演等を行った。 	<p>評定 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な方法で成果の積極的な普及が行われた。一般公開で社会の関心が広がっていることは評価できる。 ・講演会等を開催し、研究情報の発信、交流に努めている。 ・各種講演会の他、一般公開、見学者への対応など積極的に取り組んでいる点を評価する。 ・国際研究交流がアジアを基盤としているが、欧米諸国をも視野に入れる必要がある。 ・積極的な講演会や一般公開は評価できるが、広報に対するニーズに応じた評価も必要である。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (5) 知的財産の活用促進 調査研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、特許流通データベース等を活用した積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>4 成果の積極的な普及・活用 (5) 知的財産権の活用促進 特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録、研究所ホームページ等の広報媒体への掲載を行うことにより、積極的な公表を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ⑤ 知的財産の活用促進 特許権の取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録や、研究所ホームページ等の広報媒体に掲載するなどして、知的財産の活用促進を図る。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(4) 成果の積極的な普及・活用 ⑤ 知的財産の活用促進 特許権の取得を積極的に進めるため、平成16年に改定した研究所の職務発明規程に基づき、新たに申請のあった職務発明は技術移転機関(TLO・ヒューマンサイエンス振興財団)を通じ申請することとしている。 平成16年度末における取扱状況は、特許査定1件、審査中7件(うち平成16年度出願1件)、流通データベース登録済1件であった。 なお、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、特許流通データベースへの登録等、知的財産の活用促進を図っている。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料 22 ></p>

評価の視点	自己評価	A	評定	B
<ul style="list-style-type: none"> 特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。 実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。 知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 	(理由及び特記事項) ・職務発明規程では発明者の権利等に特段の配慮をして、特許取得を積極的に進めている。 ・平成16年度末における取扱状況は、特許査定1件(ナノ粒子をクラス分けする装置に使用する技術)、審査中7件(うち平成16年度出願1件)、流通データベース登録済1件であった。		(理由及び特記事項) ・特許取得へ向け努力されていることが認められる。 ・特許出願は困難であるが、出願に努めている点は評価できる。 ・成果を求めにくい分野だが、もう一歩の努力が求められる。 ・中期計画通りの実績。 ・一層の努力が必要である。 ・やはり特許件数を増やして欲しい。	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進 労働衛生分野における我が国の中核的研究機関として、蓄積された知見に基づき、国内外の労働衛生分野の研究の振興に積極的に貢献すること。 (1)労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の研修受入れ及び研究所職員その他機関への派遣の推進に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1)労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、大学院生や他機関等に所属する研究員等を継続的に受け入れるための制度的基盤を整えるとともに、求めに応じて研究所職員による他機関等への協力・支援を行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>① 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 イ 国内外の若手研究者等の育成 研修生、日本学術振興会特別研究員、日本学術振興会外国人特別研究員等の受入れを行う。 ロ 制度的基盤 連携大学院制度に関する所内規定を整備したことを受けて、引き続き実施を目指す。 ハ 他組織への支援 要請があれば、研究所職員による他の組織への適切な支援を随時行う。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5)国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>① 労働衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 イ 国内外の若手研究者等の育成 平成16年度には、日本学術振興会特別研究員1名、同外国人特別研究員1名、大学等からの研修生9名を研究所に受け入れ、若手研究者の育成を図った。 ロ 制度的基盤 前年度に整えた産業医学総合研究所連携大学院規程に基づく大学院生の受入を広く呼びかけた。 ハ 他組織への支援 それぞれの組織からの要請に基づき、厚生労働省労働衛生専門官研修の受け入れ、国際協力機構(JICA)のマレーシアへの技術協力(研修員受け入れ)、中央労働災害防止協会の化学物質管理者研修講師連絡会議・エルゴノミクス研修・じん肺研修等への講師等の派遣、日本作業環境測定協会指定講習への講師・指導員の派遣、大学での講義・実習等を行った。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料13> 職員が、日本作業環境測定協会指定講習講師協力感謝状を受けた。</p>

評価の視点	自己評価	A	評定	A
	<p>・国内外の若手研究者等を適切に受け入れるための制度的基盤を整備しているか。</p> <p>・外部からの求めに応じて研究所職員を派遣し、講演、技術指導、技術移転等の協力・支援を適切に実施しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 客員研究員規程・研修生規程・連携大学院制度に関わる大学院生受入規程を整備している。 日本学術振興会特別研究員、同外国人特別研究員、研修生等11名の若手研究者を受け入れた。 国内外の公的研究機関や大学等に職員を派遣し、35件の協力・支援を行った。 職員が、日本作業環境測定協会指定講習講師協力感謝状を受けた。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規程等の整備が進み、若手研究者等の育成が定着していることが認められる。 国内外の若手研究者等の育成に努めている。 途上国への支援としては研究者の受け入れ研修、指導者派遣が有効である。 後継者育成を視野にいれ若手研究者の要請に特段の配慮をする必要がある。 作業環境測定士、労働衛生専門官等、国の人的資源の育成に貢献している。 災害等重要な研究であるところから、連携強化に期待する。 若手研究者の育成にもっと力を入れて欲しい。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進</p> <p>国内外の労働衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>5 国内外の産業安全関係機関等との協力の推進</p> <p>(2) 研究協力の推進</p> <p>ア 流動研究員・客員研究員制度を有効に活用するとともに、大学等の研究者や客員研究員等との研究交流を促進する。</p> <p>イ 国内外の労働衛生関係研究機関との「研究協力協定」を締結すること等により、毎年度10人程度の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。</p> <p>ウ 上記ア及びイの研究交流や研究協力を実施することにより、共同研究の実施環境を整え、全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とする。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5) 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>② 研究協力の促進</p> <p>イ 研究会等 客員研究員との研究交流を進めるとともに、産業医科大学との研究会を開催する。</p> <p>ロ 国内外研究機関との研究協力協定 研究協力協定を締結している米国、スウェーデン、韓国、マレーシアの国立研究所や、労働科学研究所との研究協力活動を推進する。</p> <p>ハ 共同研究の実施促進 中期計画に従い、全研究課題に占める共同研究の割合を5%以上とするために、上記イ及びロの研究交流や研究協力をとおして、共同研究の実施の促進を図る。</p> <p>ニ 開発途上国に対する労働衛生技術協力の促進 開発途上国に対する技術協力を推進するため、諸外国の国立労働衛生研究所との組織的交流等を進める。</p>	<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>(5) 国内外の労働衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>② 研究協力の促進</p> <p>イ 研究会等 (a) 東アジア及び東南アジアの7カ国と1地域の労働衛生研究センター職員(16名)を招へいして、第1回「アジア労働衛生研究センター会議」を開催した。初日の公開シンポジウムではアジアの各国・地域が当面する労働衛生上の課題を協議した。約70名の国内の専門家の参加があった。2日目は国内の工場見学を行った。3日目のワークショップでは各国・地域の行政付属の労働衛生研究機関が一堂に会し初めてアジア地域での連携を協議した。 (b) 中国工程院医薬衛生学部、中国安徽省衛生庁及び産業医学総合研究所の主催で「21世紀の公衆衛生と産業保健に関する中日国際シンポジウム」を中国安徽省合肥市で開催した。中国側からは中国政府の政策決定に関わる工程院院士の方々と主要大学の教授が代表として出席した。 (c) 「客員研究員交流会」を平成17年3月に開催した。メインテーマは「客員研究員と産医研の連携による課題解決」であった。産医研6題、客員研究員4題の研究発表があった。 (d) 「産業医学総合研究所・産業医科大学産業生態科学研究所研究会」を平成17年1月に産医研において開催した。双方から5件ずつの演題発表があった。 (e) 研究員が主催する活動として、「人体振動勉強会」及び「職業性ストレス研究会」を定期的に開催し、外部の研究者との交流を実施した。 (f) 英国、米国、スウェーデンの研究者の講演を含む国際セミナーを2回開催した。</p> <p>ロ 国内外研究機関との研究協力協定 (a) 平成13年度に研究協力協定を締結した国外の研究所と下記の研究協力を実施した。 (i) 米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)：職業ストレス、全身・手腕振動計測、作業環境中の有害金属分析法に関する研究協力。 (ii) 韓国産業安全公団・産業安全保健研究院(OSHRI)：ゴミ焼却場におけるダイオキシンばく露、作業環境中の有害金属分析法に関する研究協力。 (b) 平成14年度に研究協力協定を締結した財団法人労働科学研究所が開催したシンポジウム「安全・健康文化の構築に向けて～労働科学は何をすべきか～」を後援した。また、日本学術振興会二国間交流事業共同研究・セミナー研究費による共同研究を実施した。 (c) 中国疾病予防控制中心・職業衛生与中毒研究所と新たに研究協力協定締結に向けて準備を開始した。</p> <p>ハ 共同研究の実施促進 プロジェクト研究課題と基盤的研究課題において研究所外との共同研究が占める割合が平成16年度には約10%であった。</p> <p>ニ 開発途上国に対する労働衛生技術協力の促進 上記の「アジア労働衛生研究センター会議」の開催のほか、マレーシアと振動障害に関する共同研究を実施した。</p> <p style="text-align: right;"><添付資料23></p>
<p>評価の視点</p> <p>・外部機関との研究交流を促進するとともに、外部機関との研究協力協定等の活用により、毎年度少なくとも10人程度の研究員の派遣・受入れ及び研究情報の相互提供を行っているか。</p> <p>・外部機関との共同研究を積極的に推進することにより、全研究課題に占める共同研究の割合が5%以上に達しているか。</p>	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">S</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア7カ国・1地域の労働衛生研究所の代表を招待して「第1回アジア労働衛生研究センター会議」を開催し、シンポジウム、ワークショップ等を実施した。 中国政府の政策決定に係わる中国工程院院士及び主要大学教授の参加を得て、公衆衛生と産業保健に関する中日国際シンポジウムを研究所が主催機関の一つとして開催した。 産業医・衛生管理者等との客員研究員交流会、産業医科大学との研究会を実施した。 所員の自主的な活動として、人体振動や職業性ストレスに関する研究会を外部の研究者を含め定期的に開催した。 研究協力協定等に基づきのべ11名の派遣・受入れを行った。 プロジェクト研究課題では約40%を共同研究が占めた。 	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外における労働衛生関係機関等の協力が着実に進んでいることを認めることができる。 アジア・中国等の国外、国内機関との研究協力を進めている。 共同研究、自主研究など研究の方向性は評価できる。 積極的な研究協力の実績を評価する。 アジア労働衛生研究センター会議の立ち上げは評価できる。 国際的な活動(アジア以外での)が必要である。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保 競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 (3)業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>イ 外部研究資金については、関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けて積極的な応募を行うとともに、研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等による自己収入の確保に努める。(再掲)</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ③ 業務運営の効率化に伴う経費節減 [再掲] 1の(1)の③のハ及びニ</p> <p>ハ 外部研究資金 関係省庁、特殊法人、関係公益団体等からの競争的研究資金、受託研究等について積極的に応募する。(再掲)</p> <p>ニ 自己収入の確保 研究施設・設備の有償貸与、技術指導への対価及び研究所が発行する成果物の有償頒布化等を含め、自己収入確保に努める。(再掲)</p>	<p>1 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ③ 業務運営の効率化に伴う経費節減 [再掲] 1の(1)の③のハ及びニ</p> <p>ハ 外部研究資金 国及びその他の団体等からの競争的研究資金や受託研究等に積極的に応募した。平成16年度に研究所職員が代表者となって外部研究資金を獲得した研究は、文部科学省(科学研究費補助金基盤A、C、若手研究B及び特別研究員奨励費並びに外国人特別研究員試験研究費)、環境省(地球環境保全等試験研究費)、厚生労働省(厚生労働科学研究費補助金)、民間(受託研究)等からの合計15課題であった。また、平成17年度の科学研究費補助金に研究所職員を代表として新規15課題を応募した。(再掲)</p> <p style="text-align: right;"><添付資料2, 4></p> <p>ニ 自己収入の確保 研究所資産貸付規程に基づき、ホームページ等で外部貸与が可能な実験施設一覧等を公告し外部研究者等への情報提供を行い、3件の施設等外部貸与(有償)を実施した。また、公的機関等への技術協力(専門家派遣や資料の作成・提供等)によって自己収入を得た。さらに、過年度作成したパンフレット「パソコン利用のアクションチェックポイント」を有償配布した。(再掲)</p> <p style="text-align: right;"><添付資料5></p>
<p>評価の視点</p> <p>・競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取組みを積極的に行うことにより、自己収入の確保が適切に行われているか。</p> <p>・研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取組みを積極的に行うことにより、自己収入の確保が図られているか。</p>	<p>自己評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究や受託研究等、研究所職員が代表者となって獲得した研究は合計15課題(約9,100万円)であった。 ・技術指導、委員派遣等により約637万の自己収入を確保した。 ・研究成果を解説したパンフレットの有償頒布により、約12万の自己収入を確保した。 ・施設等の有償貸与により、約11万円の自己収入を確保した。 	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究資金の獲得に成果があがっているが、さらに自己収入の確保へ向けた取り組みが期待される。 ・競争的研究資金等の獲得に努めている。 ・パンフレットの有償化は有効である。無償ではかえって利用されない傾向がある。 ・中期計画に基づいた実績を評価する。 ・外部研究資金の確保への工夫に努力していただきたい。 ・施設等の外部貸与が少ないようだ。 	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算については、別紙1のとおり。 2 収支計画については、別紙2のとおり。 3 資金計画については、別紙3のとおり。 	<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 予算については別紙3（省略）のとおり。 (2) 収支計画については別紙4（省略）のとおり。 (3) 資金計画については別紙5（省略）のとおり。 	<p>3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>平成16年度の予算、収支計画及び資金計画は、決算報告書のとおりである。予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 特に、研究内容、大型機器の使用状況等の予算上の重要事項については、重点的に管理した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	B
<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 ・運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 	<p>(理由及び特記事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標を達成するための予算を作成し、これに基づき適切に執行した。 ・人件費に関して計画と実績に差異があるのは、予定していたよりも退職者数が少なかったこと、割愛で退職したことにより、退職手当が予定額を下回ったこと等による。なお一般管理費に関しては、節減を図り研究備品の購入にあてたものである。 ・運営費交付金債務については、上記の理由による退職手当等の残額であり、業務をやり残したものではない。 	<p>(理由及び特記事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画に基づき適切に執行されている。 ・中期目標を着実に実施している。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、公募による選考採用や若手育成型任期付任用についても配慮する。</p> <p>イ 業務運営の効率化、定型業務の外部委託化の推進により、人員の抑制を図る。</p> <p>(2)人員の指標</p> <p>期末の常勤職員数を期初の96%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数</p> <p>期初の常勤職員数 76名</p> <p>期末の常勤職員数見込み 73名</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額</p> <p>中期目標期間中の人件費の総額見込み 3,488百万円</p>	<p>6 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>新規研究員の採用に際しては公募を原則とし、引き続き若手任期付研究員の採用に努める。</p> <p>② 人員の指標</p> <p>当年度初の常勤職員数 73名</p> <p>当年度末の常勤職員数の見込み 73名</p> <p>① 当年度中の人件費総額見込み 657百万円</p>	<p>6 その他業務運営に関する事項</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>平成16年度は、若手研究者の育成と組織の活性化の観点から、公募により32名の応募者の中から2名の職員を採用した。このうち1名は若手任期付き研究員であった。</p> <p>平成17年度の新規採用者についても、引き続き若手任期付研究員の公募を行い、10名の応募者の中からオーストラリア国籍の研究員1名の採用を決定した。</p> <p>② 人員の指標</p> <p>当年度初の常勤職員数は73名、当年度末の常勤職員数は73名であり、平成16年度計画のとおりであった。中期計画期末における人員目標数を平成16年度当初に達成した。</p> <p>③ 当年度中の人件費総額</p> <p>年度計画に沿った人員について、計画的な資金計画に基づき、適切に管理執行した。</p> <p>定年退職者の再任用の給与を抑制することにより、人件費のコスト削減を果たした。</p>

評価の視点	自己評定	A	評定	A
<ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画の実施状況はどのようなものか。 人件費の実績が予算を上回った場合にはその理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度新規採用について平成15年度に公募を行い、32名の応募者の中から若手任期付研究員1名を含む2名を採用した。若手任期付研究員は初めての採用である。 人件費の実績は、予算を上回っていない。 平成17年度の新規採用者につき、10名の応募者の中から、オーストラリア国籍の研究員1名を若手任期付として採用することを決定した。 中期計画期末の常勤職員数目標を16年度当初に達成した。 		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期計画の常勤職員数を前倒しで達成した努力は認められる。 早くに中期計画期末の人員の目標を達成している点を評価する。 中期計画に基づいて人事の適切な運営が行われているが計画を特に上回るものではない。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績														
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 施設・設備に関する計画 産業医学総合研究所の業務である「労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究」の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="774 533 1374 921"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額 (単位：百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構内通信システム改修</td> <td rowspan="10">1,692</td> <td rowspan="10">施設整備費補助金</td> </tr> <tr> <td>ガス配管改修</td> </tr> <tr> <td>空調自動制御機器改修</td> </tr> <tr> <td>低圧電源回路改修</td> </tr> <tr> <td>路盤改修(舗装等)</td> </tr> <tr> <td>エレベーター・クレーン改修</td> </tr> <tr> <td>照明器具改修</td> </tr> <tr> <td>吸排気ファン改修</td> </tr> <tr> <td>ボイラー入替</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源	構内通信システム改修	1,692	施設整備費補助金	ガス配管改修	空調自動制御機器改修	低圧電源回路改修	路盤改修(舗装等)	エレベーター・クレーン改修	照明器具改修	吸排気ファン改修	ボイラー入替	<p>5 その他業務運営に関する事項 (2) 施設・設備に関する計画 研究所の施設のうち、経年劣化の著しい低圧電源設備及び構内舗装について平成16年度中に改修工事を実施する。</p>	<p>5 その他業務運営に関する事項 (2) 施設・設備に関する計画 平成16年度計画どおり、経年劣化の著しい低圧電源設備及び構内舗装について、当年度中に改修工事を実施した。 改修工事の実施に当たっては、国土交通省関東地方整備局の専門家と綿密な打ち合わせを行い、効率的な工事实施計画を策定した。研究本館の各階を順次約2か月間にわたって全面閉鎖する大規模改修であったが、計画に合わせて研究実施調整を行い、予定通り工事を完了した。また、施設の老朽化が進んでいることもあり、その改修について中期的な見直しに立った計画の策定について検討を行い、専門家による耐震診断を平成17年度に実施することを決定した。 施設・設備を研究員が有効活用するために、上記(第2-1-(2))の如く研究室と大型研究機器の効率的な使用計画を立て実施した。同様に、研究所の主要業務(研究会・業務集会等)と大型の施設改修工事を調整し研究所活動の効果的な運営を図った。</p>
施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源															
構内通信システム改修	1,692	施設整備費補助金															
ガス配管改修																	
空調自動制御機器改修																	
低圧電源回路改修																	
路盤改修(舗装等)																	
エレベーター・クレーン改修																	
照明器具改修																	
吸排気ファン改修																	
ボイラー入替																	

評価の視点	自己評定	評定
<p>・施設・設備に関する計画の実施状況はどのようなものか。</p>	<p>A</p> <p>(理由及び特記事項) <ul style="list-style-type: none"> 研究本館の各階を順次約2か月間にわたって全面閉鎖する大規模改修であったが、計画に合わせて研究実施調整を行い、予定通り工事を完了した(低圧電源設備及び構内舗装)。 専門家による耐震診断を平成17年度に実施することを決定した。 </p>	<p>B</p> <p>(理由及び特記事項) <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の見直しが進んでいる。 特記すべき事項なし。 </p>